北海道水産業・漁村振興審議会 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 北海道水産業・漁村振興審議会の傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室する。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行うので、定員になり次第、受付を終了する。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ることとする。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできない。
- (2) 会議中において、飲食などはできない。
- (3) 会議中において、写真撮影、録画、録音等はできない。ただし、北海道水産業・ 漁村振興審議会会長が認めた場合は、この限りではない。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできない。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴者は、事務局の指示に従うものとする。
- (2) 傍聴者が上記のことを守らない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場させる場合がある。